

補助金等検証シート

No. 27

所属	消防本部	会計	一般	款	7	項	1	目	2	事業	11	消防団運営費
第5次総合計画施策体系	章		節			部門				部門名		消防

1. 補助金の基本データ

(1) 補助金名称	生駒市消防団員互助会補助金								
(2) 根拠(条例・規則・要綱名)	生駒市補助金等交付規則 生駒市消防団員互助会交付要綱								
(3) 補助金創設年度	平成11年度	交付区分	団体(固定)						
(4) 補助金の導入経緯及び目的	<p>非常勤の消防団員として報酬や実働分の費用弁償は条例に基づいて支給されているが、分団個々の印刷等に伴う消耗品、事務費等、必要最小限の実費経費が公費で賄うことが困難である。また消防団員相互の親睦及び共済並びに福利厚生を図ることを目的に、生駒市消防団員互助会を発足し、運営資金として補助金を申請している。</p>								
当該補助金(又はその施策・事業)の根拠法・関係省庁(該当する場合のみ)	生駒市補助金等交付規則								
(5) 平成25年度予算額	1,158 千円	財源	<table border="1"> <tr> <td>国・県補助金</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>その他特定財源()</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>一般財源</td> <td>1,158 千円</td> </tr> </table>	国・県補助金	千円	その他特定財源()	千円	一般財源	1,158 千円
国・県補助金	千円								
その他特定財源()	千円								
一般財源	1,158 千円								
(6) 平成25年度予算額積算方法	[補助率、補助単価、対象者数(件数)等が明確に分かるように記入して下さい]								
<p>毎年度の互助会員数に年額6000円(月500円)を乗じた金額を申請する。 平成25年度については、団員数193名×6000円=1,158,000円</p>									
(7) 国・県からの補助金の概要	補助率、補助基準等	<p>[市単による上乘せがある場合は、その内容]</p> <p>[国、県等の補助金が創設された経緯・目的]</p>							

(8)から(12)は団体への補助の場合のみ記入してください。

(8) 交付先(団体等名)	生駒市消防団員互助会	(9) 団体等の構成人数	193 人
(10) 交付先の構成団体の名称(別紙添付でも可)	生駒市消防団		

(11) 当該補助金の交付の他に交付先に対し行っている助成状況(該当項目全てに○)

項	目	積算根拠又は内容	金額
	市が事務局業務を行っている	0.1 人 × 6,600 千円 =	660 千円
	場所や備品、消耗品等無償貸与している		千円
	有料施設等の減免を行っている		千円
	有料施設等の使用料の補助を行っている		千円
	その他		千円

(12) ((11)で該当項目がある場合) そのような支援を行っている理由

消防団員は通常、自らの仕事を持ちながら、郷土愛護と奉仕の精神に基づき非常勤の消防団員として活動しています。こうした組織の性質上、団運営に関する様々な事務については、市の担当課(消防本部総務課)が実施することとなります。

(13) 補助金総合計 (5) + (11)	1,818 千円	(14) 補助金総合計に占める人件費の割合	36.3 %
------------------------	----------	-----------------------	--------

2. 補助金制度に関する指針等への適合状況

(1) 補助金の算定根拠		適合しない理由と今後の対応	
① 特定の具体的な事業に対する補助である。			特定の事業ではありませんが、補助金要綱では対象事業を定めています。
	補助対象事業・補助対象経費		
② 補助率については補助対象経費の1/2以内、補助単価を定めるものについては、単価の設定根拠は明確である。		○	
	補助率又は単価設定根拠		消防団において実施する様々な活動の補助金として、消防団員一人につき月500円と算出し、団員数193名に乗じて算定しています。 この活動補助金500円には、公費で賄えない経費と慰労等の報償的性格も含めた金額です。 ・通信費、印刷、用紙代等の消耗品 ・火災や訓練時の飲料、食事代等
③ 補助金の交付先から、さらに他の団体等へ再交付は行っていない。		○	
	再交付先の名称、件数等		
	再交付の金額・内容		
(2) 補助期間			
① 補助金の終期(原則として3年)を設定している。			消防団活動は、継続して実施するものであり、終期は定めておりません。
	(終期を設定している場合) 終了年月日		
(3) 実績報告等			
① 補助事業完了後、当該補助事業の成果を記載した実績報告書が提出されている。		○	
② 領収書及び契約書の写し等を添付させている。		○	
③ 1件当たり100万円以上の経費については、原本を確認している。			1件あたり、100万円以上の支出はありません。
(4) 交付先団体等の財務状況及び会計処理 ※ 団体への運営補助の場合のみご記入下さい			
① 交付先団体等は、自主財源の確保及び効率的な運営への努力をしている。		○	
② 交付先団体等において適正な監査機能を有している。		○	
③ 補助対象経費と補助対象外経費が明確に経理されている。		○	

3. 補助金交付基準による検証

(1) 公益性		
① 広く市民の福祉向上と利益の増進につながるか。	A	つながっている
〔上記のように評価した理由〕 消防団は、それぞれ個人の職業に従事されながら、常日頃から郷土愛護と奉仕の精神に基づいて生駒市の安全安心を守るために活動しています。東日本大震災以降、消防団の活動の重要性が更に見直されている中で、地域の地域住民と密着した活動を進める中で、きめ細やかな安全・安心のサポートが成されていると考えます。		
② 社会情勢や市民ニーズに適合しているか。	A	適合している
〔上記のように評価した理由〕 東日本大震災以降、住民同士の助け合いや、地域の消防力の重要性は更に見直されています。特に地域に貢献する消防団員の存在、活動への期待、重要性は十分理解されています。		
③ 市の基本的な政策方針に合致しているか。	A	合致している
〔上記のように評価した理由〕 地域防災体制の充実を目指すために、消防団の活動は非常に重要と考えられています。生駒市の地域防災計画においても、消防団の災害活動計画が示されています。		
(2) 必要性		
① 市が関与する妥当性はあるか。	A	大いにある
〔上記のように評価した理由〕 消防団員の身分は、非常勤、特別職の地方公務員となっており、それぞれの職業を持つかわら、災害時等にも消防団員としての身分で活動しているため、運営、福利厚生に関して関与することは必要と考えられます。		
② 補助金等の交付以外の代替策はないか。 (直接執行、委託等への切替など)	C	今後検討する必要がある
〔上記のように評価した理由〕		
③ 創設当初の補助金の目的がすでに達成されていないか。	B	ある程度達成されている
〔上記のように評価した理由〕		
(3) 補助の効果(成果)		
① 補助金等の交付の効果(成果)が認められるか。	A	認められる
② 補助金額に見合う効果(成果)が期待できるか。	A	期待できる
〔上記のように評価した理由(効果の測定方法等を含めて記入して下さい。) 火災等の実災害以外において、生駒市消防団では年間を通して、消防団活動を活性化するために、様々な訓練、行事等に参加しています。 (平成24年度、主な活動として9回(出初式、市防災訓練、ポンプ操法訓練等)延べ1473名が活動、その他、女性消防団員は予防運動週間中の一人暮らしの高齢者宅防火訪問等も積極的に実施しています。)		
(4) 補助内容の妥当性(2. 補助金制度に関する指針等への適合状況を踏まえてご記入下さい)		
① 補助の対象事業・経費及び補助金額の算定根拠は明確か。	A	明確である
② 補助金の使途は目的に沿ったものか。 (交際費、慶弔費、懇親会費等で交付目的に直結しないものに支出されていないか。)	A	目的どおりである
(5) 補助金交付を中止した場合、問題は？		
有	判断理由	公費で賄われない部分(団員の親睦及び共済並びに福利厚生を図るための経費)の支出が困難となります。

(6)平成22年度以降(H22年度に見直し対象外となったものは平成18年度以降)、内容等で見直しを行ったことがあるか。

有	見直し時期	平成25年4月	
	見直しの契機	行政内部の検討結果による	
	見直し内容	〔総額・件数・積算・補助率・その他 見直しを行った内容を具体的に明記してください。〕 給付金の一部内容(慶弔給付金等)の見直しを実施しました。	
	(無と回答した場合のみ) 見直しを実施していない理由		

(7)H22年度の「補助金等の見直しに関する提言」の提言内容と異なる対応を行った理由は？(H22提言と異なる対応をした補助金のみ記入)

--	--

(8)今後の方向性は？

	判断理由	
	②、③と判断した場合の見直し又は廃止の時期、その内容	

4. 附属データ

(1)交付実績

	平成24年度 (見込)	平成23年度	平成22年度	平成21年度	平成20年度
補助金決算額	1,020 千円	1,020 千円	1,020 千円	1,002 千円	1,020 千円
うち国県補助金	千円	千円	千円	千円	千円
うちその他財源	千円	千円	千円	千円	千円
うち一般財源	1,020 千円	1,020 千円	1,020 千円	1,002 千円	1,020 千円
交付件数実績	1	1	1	1	1
当該年度交付対象数	1	1	1	1	1
補助金交付・管理事務の人員費	330 千円				
職員従事者数(人・年)	0.1				

(2)・(3)は団体への運営補助の場合のみ記入してください。

(2)補助金交付先の収支状況

	平成24年度	平成23年度	平成22年度	平成21年度	平成20年度
歳出決算総額	1,413 千円	1,272 千円	1,536 千円	1,426 千円	1,471 千円
歳入決算総額	1,528 千円	1,441 千円	1,618 千円	1,684 千円	1,813 千円
うち前年度繰越金	168 千円	81 千円	257 千円	341 千円	425 千円
積立金(H24年度末現在高)	114 千円				

(3)補助金交付先に対する市の出資状況 無 有の場合出資額 千円

(4)他市の状況(H25年度予算ベース)

市名	金額	備考
奈良市	千円	
大和郡山市	千円	
天理市	千円	
橿原市	千円	
香芝市	千円	

生駒市消防団員互助会補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の消防団員の福利を増進することにより、消防団の活性化を図り、もって充実した消防活動体制の確立に寄与するため、消防団員の福利厚生に関する事業を推進する生駒市消防団員互助会(以下「互助会」という。)に対して予算の範囲内において補助金を交付することに関し、生駒市補助金等交付規則(平成20年10月生駒市規則第19号。以下「補助金交付規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 この要綱において補助の対象となる事業は、次の各号に該当する事業とする。

- (1) 消防団員の資質向上のための研修に関する事業
- (2) 消防団員の福利厚生に関する事業
- (3) その他市長が認める消防団活動に関する事業

(補助対象経費)

第3条 補助金の対象となる経費は、前条の事業に要する経費で市長が相当と認めるものとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、毎年度4月1日現在の互助会員数に6,000円を乗じた額を限度とする。

(補助金の交付申請)

第5条 互助会は、毎年度4月末日までに生駒市消防団員互助会補助金交付申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書

- (2) 収支予算書
- (3) 前年度決算書
- (4) その他市長が必要と認める書類
(交付決定通知)

第6条 補助金交付規則第6条による通知は、生駒市消防団員互助会補助金交付決定通知書（様式第2号）により行うものとする。

(実績報告)

第7条 互助会は、補助事業に係る年度完了後、1月以内に生駒市消防団員互助会補助金実績報告書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 補助事業の経費に係る領収書及び契約書の写し（領収書及び契約書の金額が1件当たり1,000円以下となるものについては、支出項目の一覧によることができる。）
- (4) その他市長が必要と認める書類
(補助金の額の確定)

第8条 補助金交付規則第13条の規定による額の確定の通知は、生駒市消防団員互助会補助金確定通知書（様式第4号）により行うものとする。

(補助金の返還)

第9条 市長は、補助金交付規則第13条の規定による額の確定を行った場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 市長は、互助会が補助金交付規則第17条第1号各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、必要な補助金の返

還を命ずることができる。

(施行の細目)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

生駒市消防団員互助会補助金交付申請書

年 月 日

生駒市長 山下 真 様

（申請者）

所在地

団体名

代表者氏名

印

（連絡先 電話

）

年度生駒市消防団員互助会事業に要する費用について、補助金の交付を受けたいので、生駒市消防団員互助会補助交付要綱第5条の規定により次のとおり申請します。

補助金交付申請額	円
補助金の算出根拠 （現有消防団員数）	
補助事業の期間	年 月 日から 年 月 日まで
添付書類	1 事業計画書 2 収支予算書 3 前年度決算書 4 その他市長が必要と認める書類

生駒市消防団員互助会補助金交付決定通知書

生 消 第 号
年 月 日

申請者 様

生駒市長

印

年 月 日付けで交付申請のあった補助金については、交付することに決定したので、生駒市消防団員互助会補助金交付要綱第6条の規定により次のとおり通知します。

補 助 年 度	年度
交 付 決 定 額	円
交 付 予 定 時 期	一括 年 月 分割 第1回(又は 月) 円 第2回(又は 月) 円 ただし、交付の時期は事業実施時期の変更その他の事情により変更することがある。
備 考	

(注)

- 1 補助条件は、次のとおりとする。
 - (1) 補助金は、その目的以外に使用しないこと。
 - (2) 補助事業の内容又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合においては、あらかじめ市長の承諾を受けること。
 - (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- 2 補助事業の完了後、生駒市消防団員互助会補助金実績報告書をもとの定める期日までに市長に提出すること。
- 3 この通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、年 月 日までに、申請の取下げをすることができる。

様式第3号（第7条関係）

生駒市消防団員互助会補助金実績報告書

年 月 日

生駒市長 山下 真 様

（申請者）

所在地

団体名

代表者氏名

（連絡先 電話

印

）

年度生駒市消防団員互助会事業に要する費用について、生駒市消防団員互助会補助交付要綱第7条の規定により次のとおり報告します。

補 助 年 度	年度
交 付 決 定 通 知	
交 付 決 定 額	円
実 績 の 概 要 (内容、効果等)	
補 助 事 業 の 完 了 年 月 日	年 月 日
添 付 書 類	1 収支決算書 2 領収書及び契約書の写し 3 その他市長が必要と認める書類

様式第4号（第8条関係）

生駒市消防団員互助会補助金確定通知書

生 消 第 号
年 月 日

申請者 様

生駒市長



年 月 日付け生消 第 号で交付決定した補助金について、生駒市消防団員互助会補助金交付要綱第8条の規定により次のとおり確定したので通知します。

補 助 年 度	年度
交 付 決 定 額	円
補 助 金 確 定 額	円